

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第十一号）」の概要

- 1 令和3年度税制改正による国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第五条の改正に伴い、改正前の省令第五条第二項の規定が同条第三項に移動することから、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十年国税庁告示第五号）において、「第五条第二項」と規定している部分を「第五条第三項」に改正するなどを行うものである。
- 2 この告示は、令和3年4月1日から適用する。